

# 蒲郡市第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画【概要版】

令和6年3月 蒲郡市

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、障害者総合支援法に基づく「蒲郡市障害福祉計画」について、平成19年3月に第1期計画を策定以降、3年ごとの改定を経て、令和3年に第6期計画を策定しています。また、児童福祉法に基づく「蒲郡市障害児等福祉計画」については、平成30年3月に第1期計画、令和3年に第2期計画を策定しており、これら2つの法律に基づく計画により、障がい者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関や事業所、当事者団体の連携によって、障害福祉サービスに係る給付その他の支援の充実を図ってきました。

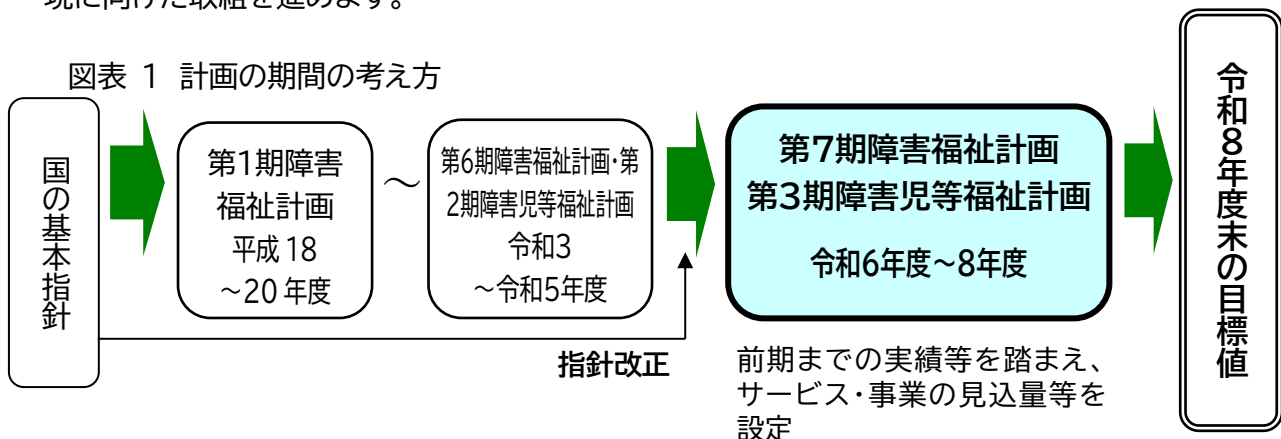
そして、今回、計画の改定時期にあたり、第6期障害福祉計画・第2期障害児等福祉計画の目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定します。

なお、国の基本指針<sup>1</sup>の見直しを踏まえるとともに、県計画との整合性に配慮し策定します。

## 2 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を期間とし、令和8年度末の成果目標の実現に向けた取組を進めます。

図表 1 計画の期間の考え方



前期までの実績等を踏まえ、サービス・事業の見込量等を設定

<sup>1</sup> 市町村及び都道府県が障害福祉計画等を定めるに当たって、基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたものです。

### 3 第7期障害福祉計画 令和8年度の成果目標

#### (1)福祉施設の入所者(児)の地域生活への移行



本市は、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、令和8年度末における地域生活への移行に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行し、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する目標値が設定されています。

本市はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定し、目標値の実現に向けて、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

また、児童福祉施設に措置中の児童の地域移行について、児童相談所及び児童福祉施設と基幹相談支援センターと本市でアセスメントし、円滑に地域移行ができるように調整を図ります。

図表 2 福祉施設の入所者(児)の地域生活への移行

項目		実績値及び目標値	国の基本指針の考え方
①	令和4年度末時点の入所者数	79人	令和元年度末の施設入所者数
②	①のうち、令和8年度までの地域生活移行者	5人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
	【目標値】 地域生活移行率	6.3%	②/① ※目標 6%以上
③	令和8年度末時点の入所者数	75人	令和8年度末時点の施設入所者数
	【目標値】 入所者数削減率	5.1%	(①-③) / (①) ※目標 5.0%以上

〈児童福祉施設に措置中の児童の地域移行※〉

【目標値】 措置中児童へのアセスメント実施率	100.0%
------------------------	--------

※国の基本指針の成果目標ではなく、本市独自の目標

#### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、精神障がいに対する、地域住民の理解の促進を図りつつ、次の成果目標を設定します。

図表 3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値※
長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)	2人

※愛知県試算



### (3)地域生活支援(蒲都市安心生活支援事業)の充実

本市は、障がい者の居住支援と地域支援の一体的な機能の充実を図る観点から、地域生活支援の充実に関する成果目標を設定します。

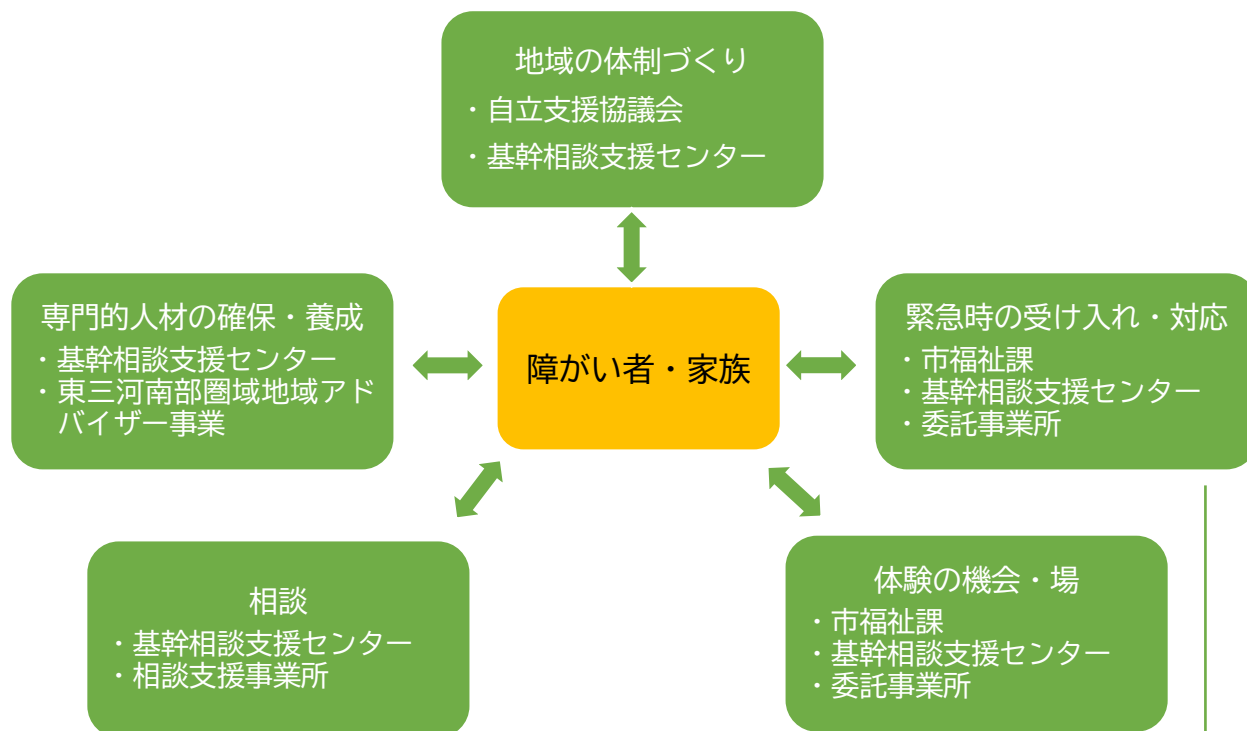
なお、目標値については、国の基本指針では、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年1回以上運用状況を検証・検討のほか、強度行動障がいに対応した支援体制の整備に関する目標値が設定されています。

本市では、既に地域生活支援拠点等を整備済み(面的な整備)であり、今後は効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築とともに、年1回以上運用状況の検証・検討、強度行動障がいに対応した支援体制の整備に向けた検討を継続し、計画課題に対応する必要な機能の充実を図ります。

図表 4 地域生活支援(蒲都市安心生活支援事業)の充実

項目	目標	国の基本指針の考え方
地域生活支援拠点等の整備	本市は面的に整備済	令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	蒲都市安心生活支援事業委託契約締結事業所を増やす(R5年度時点3事業所)	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
地域生活支援拠点等による支援の実績を踏まえ運用状況の検証・検討	年1回以上実施	年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本
【新規】 強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	年2回実施 蒲都市障害者自立支援協議会の事例検討部会で協議し、連携体制の強化を図る	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本

図表 5 蒲郡市安心生活支援事業イメージ

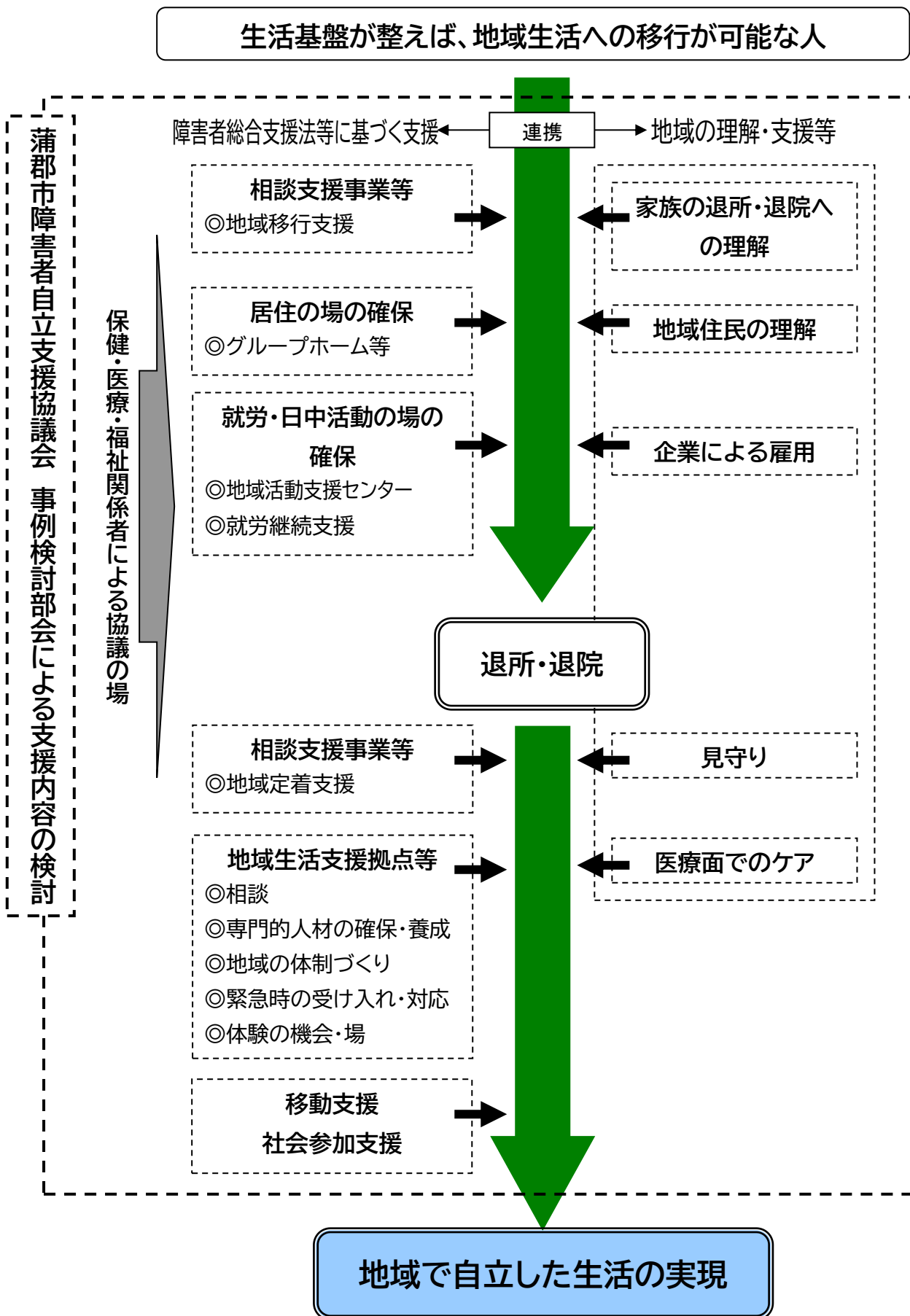


■蒲郡市安心生活支援事業

緊急時の受け入れ・対応及び体験の機会・場の事業メニュー

事業	内容
緊急一時的対応事業	ア 障害者の身の安全の確保 イ 障害者の生活上の課題に応じた関係機関との連絡、調整等 ウ 対象者への見守り、家事援助等 エ 障害者の身の安全の確保後の居室確保 オ 食費等を負担ができない者への食費等の支払い
体験的宿泊事業	ア 障害者が地域での一人暮らしに向けた体験的な宿泊(以下「地域生活体験」という。)を行うための場の提供 イ 地域生活体験をする上での相談支援又は関係機関との連絡、調整等

図表 6 地域生活への移行支援・地域包括ケアシステムの構築



## (4)福祉施設から一般就労への移行



### ア 一般就労への移行者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和8年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)の利用を経て一般就労へ移行する者の数や移行率に関する目標が定められています。

今後も、公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと福祉施設の連携をより一層強化し、目標値の実現を目指します。

図表 7 一般就労への移行者数等

#### 【就労移行支援事業から一般就労への移行者数】

項目	実績値及び目標値	国の基本指針の考え方
① 令和3年度の移行者数	6人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
② 【目標値】 令和8年度の移行者数	8人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
増加割合	1.33倍	②/① ※目標 1.28倍以上

#### 【就労移行支援事業所の就労移行率】

項目	目標値	国の基本指針の考え方
【新規】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	全事業所の5割以上	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本

#### 【就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数】

項目	実績値及び目標値	国の基本指針の考え方
① 令和3年度の移行者数	4人	令和3年度において就労継続支援A型事業から一般就労へ移行した人の数
② 【目標値】 令和8年度の移行者数	6人	令和8年度末において就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する人の数
増加割合	1.50倍	②/① ※目標 1.29倍以上

【就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数】

項目		実績値及び目標値	国の基本指針の考え方
①	令和3年度の移行者数	1人	令和3年度において就労継続支援B型事業から一般就労へ移行した人の数
②	【目標値】 令和8年度の移行者数	2人	令和8年度末において就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する人の数
	増加割合	2.00倍	②/① ※目標 1.28倍以上

イ 就労定着支援事業の利用者数

本市は、一般就労への定着を重視する観点から、令和8年度の就労定着支援事業の利用に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、令和8年度における就労定着支援事業の利用者について、令和3年度実績の1.41倍以上とする目標値が設定されています。

本市では、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を次のとおり設定します。

図表 8 就労定着支援の利用者数

項目		実績値及び目標値	国の基本指針の考え方
①	令和3年度の利用者数	6人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した人の数
②	【目標値】 令和8年度の利用者数	9人	令和8年度において就労定着支援事業を利用した人の数
	増加割合	1.50倍	②/① ※目標 1.41倍以上

ウ 職場定着率が8割以上の就労定着支援事業所数

本市は、一般就労への定着を重視する観点から、令和8年度の就労定着支援事業所の職場定着率に関する成果目標を設定します。

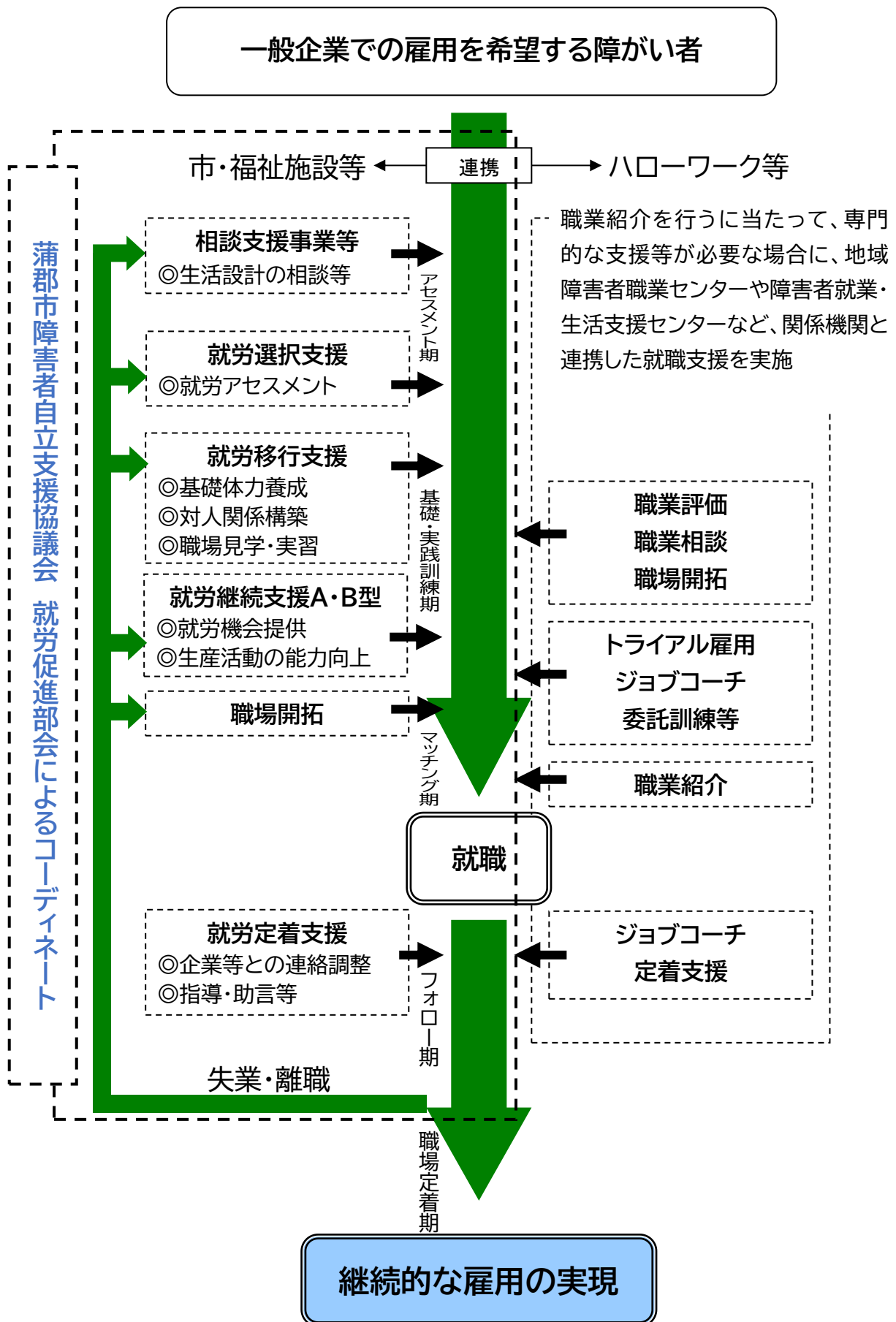
なお、目標値については、国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち、職場定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることが基本とされています。

本市では、令和8年度に就労定着支援を実施する見込みの市内事業所2か所について、いずれの事業所も職場定着率が7割以上を目指す目標値を設定します。

図表 9 職場定着率が7割以上の就労定着支援事業所数

項目	目標値	国の基本指針の考え方
【目標値】令和8年度の就労定着率7割以上の事業所の割合	全事業所	令和8年度において就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上とすることが基本

図表 10 関係機関の連携による就労支援





## (5)相談支援体制の充実・強化等

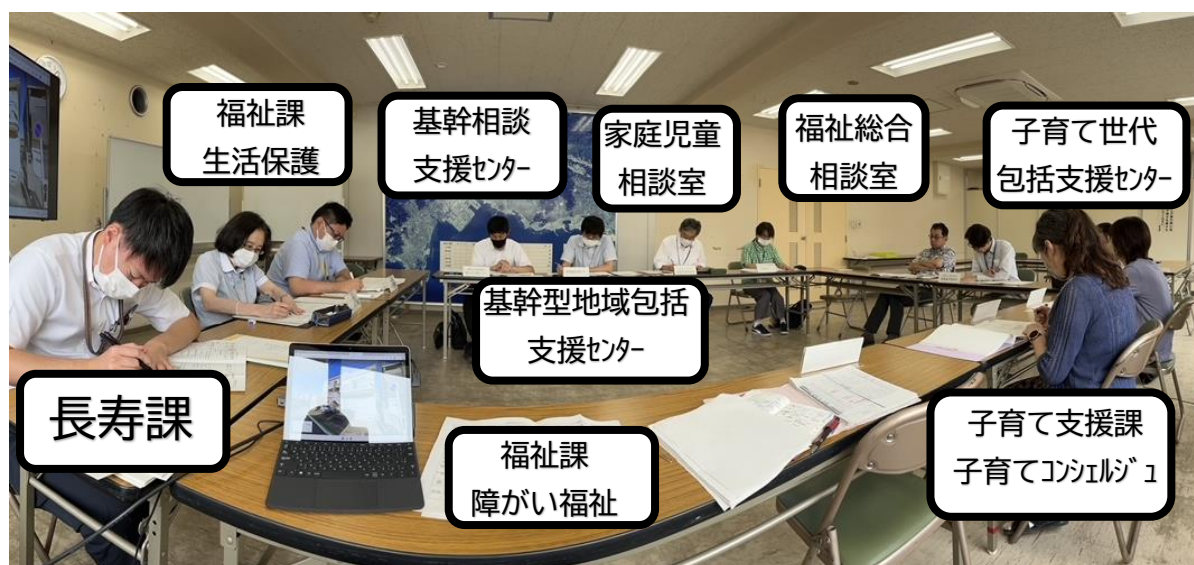


本市は、今後も基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」を中心に、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を継続するほか、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、重層的支援体制整備事業を通じて、他分野の専門相談機関との連携を強化し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の充実・強化等を図ります。

図表 11 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	国の基本指針の考え方
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターの設置	本市は設置済	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）
【新規】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	体制の確保 （多機関協働事業における支援会議・重層的支援会議の継続）	協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本



多機関協働事業(定期開催している重層的支援会議・支援会議)

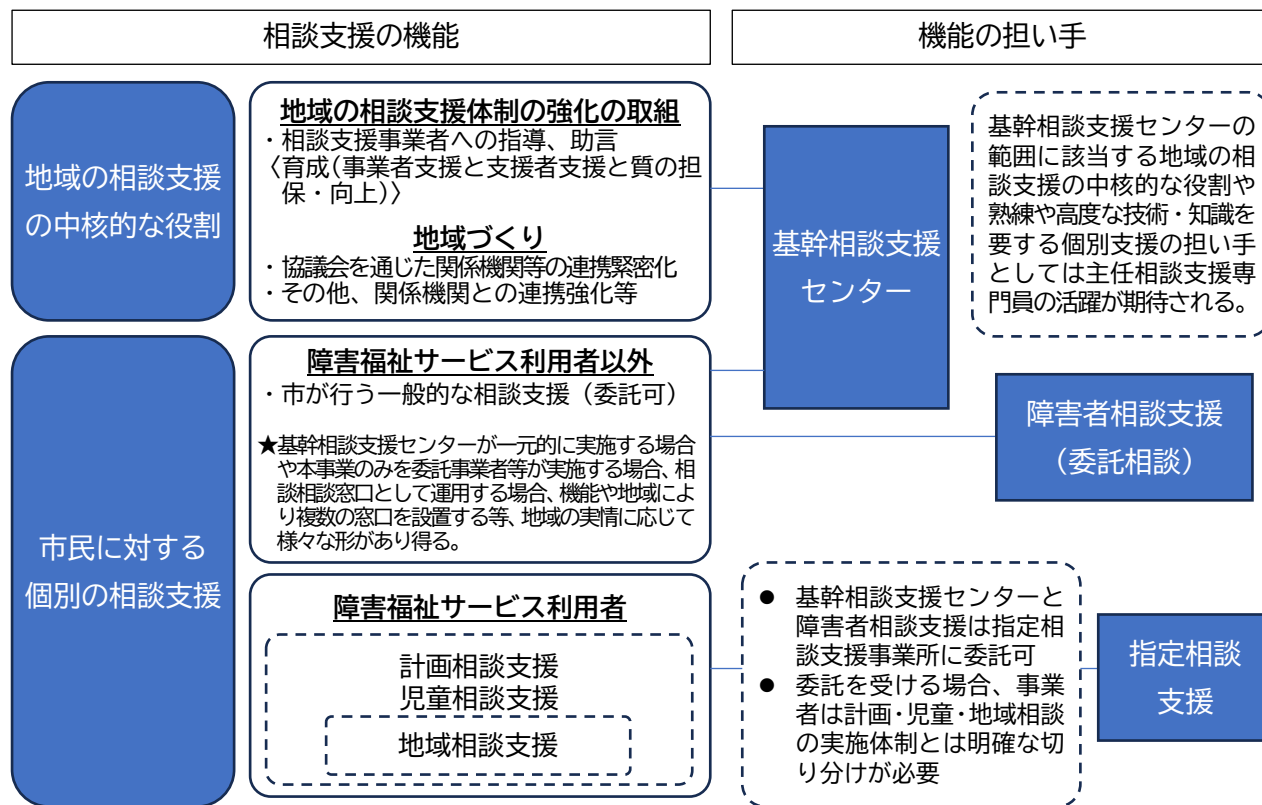
相談支援体制の充実・強化に向けて、総合的・専門的な相談支援とともに、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、『相談支援事業所の複数事業所による協働モデル』について実施事業所、基幹相談支援事業所、市だけでなく、蒲郡市に加えて自立支援協議会で運営体制について協議し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

図表 12 相談支援体制の充実・強化のための取組の内容

サービス等種別	実施内容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターが、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組を実施します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターが、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化の取組を行います。
様々な機関において個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会、基幹相談支援センター、相談支援事業所、福祉総合相談において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行います。
『相談支援事業所の複数事業所による協働モデル』の設置	複数の指定特定/指定障害児相談支援事業所による連携体制を構築することで、24時間の連絡体制、複数事業所間のケース検討、困難事例への対応などを行い、地域での相談窓口としての明確化、相談支援専門員のスキルアップ、相談支援事業所間の支え合い及び相談支援事業経営の安定化の取組を行います。

図表 13 地域に必要な相談支援の機能

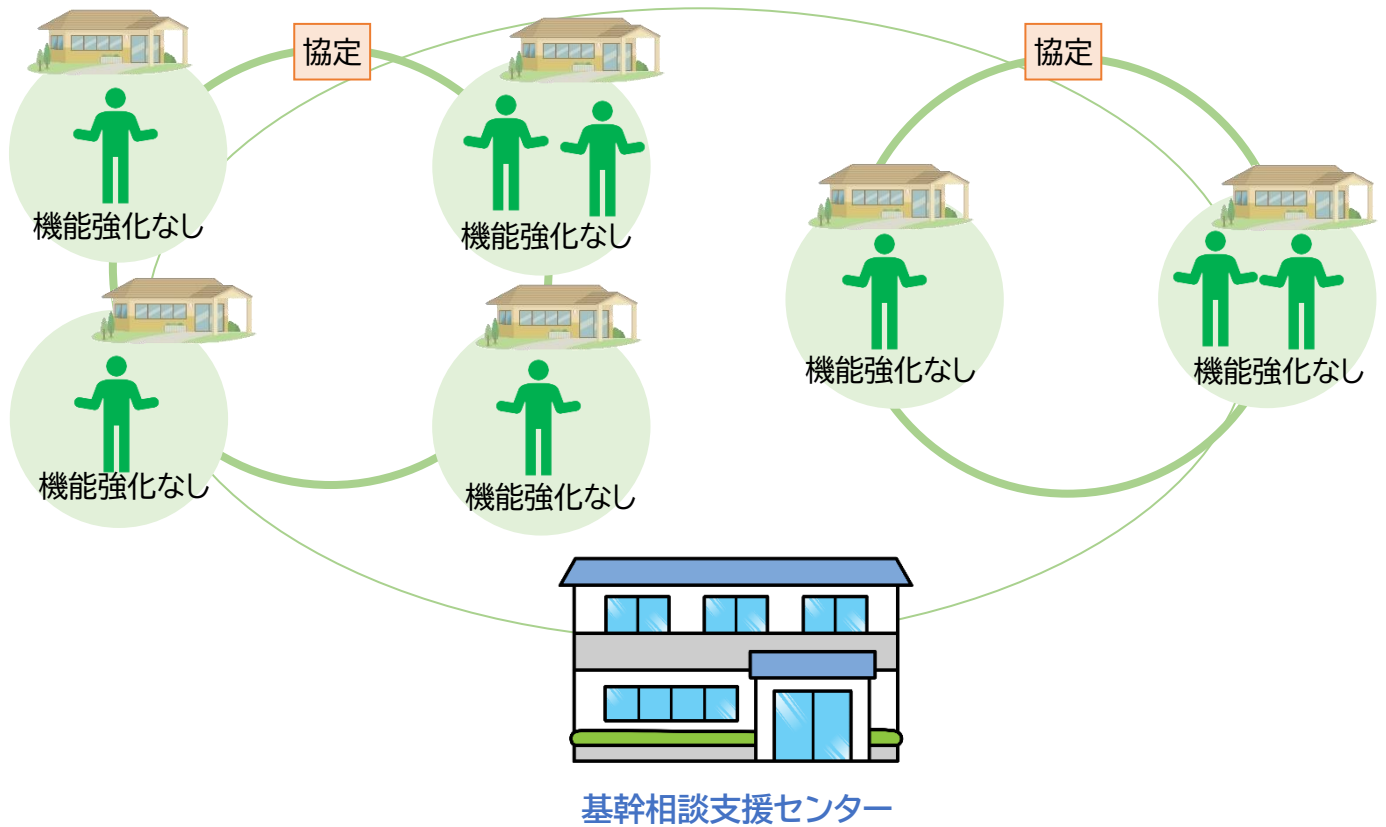


出典:厚生労働省「これからの相談支援」(令和5年度日本相談支援専門員協会 東海北陸ブロック研修資料を一部改編)

【基幹相談支援センターと委託相談支援事業所と協働モデルの体制図】

例1) 4 事業所による協働

例2) 2 事業所による協働



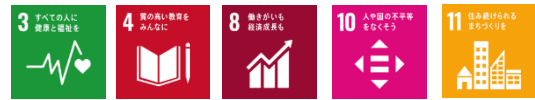
全国の相談支援事業所のうち、一人事業所が 18.9%、二人事業所が 25.0%（令和元年障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果）であるという実態があります。

そのような状況からも、この仕組みを活用した体制整備には、相談支援事業所の経営の改善・強化や相談支援専門員の増員、ひいては地域における相談支援の質の向上につながることを期待されています。

一方で、本市の相談支援事業所は基幹相談支援センター以外のほとんどが一人事業所です。

小規模相談支援事業所の孤立化を防ぎ、月に2回以上の事例検討を協働モデルで実施することで、人材の質の向上を図ります。また、面的整備で実施している本市の地域生活支援拠点の一角を担い、より強固な障害福祉部門の相談支援体制強化を図ります。

## (6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



本市は、今後も基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」による、市内事業所への訪問指導を継続するとともに、蒲郡市障害者自立支援協議会の部会の開催を通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築・充実を図ります。

図表 14 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

項目	目標	国の基本指針の考え方
サービスの質向上のための体制の構築	構築・充実	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。



蒲郡障がい者支援センターでスーパービジョンに関する研修を実施している様子



事例検討部会で強度行動障害の状態にある方のケース検討を実施している様子

## 4 第3期障害児等福祉計画 令和8年度の成果目標

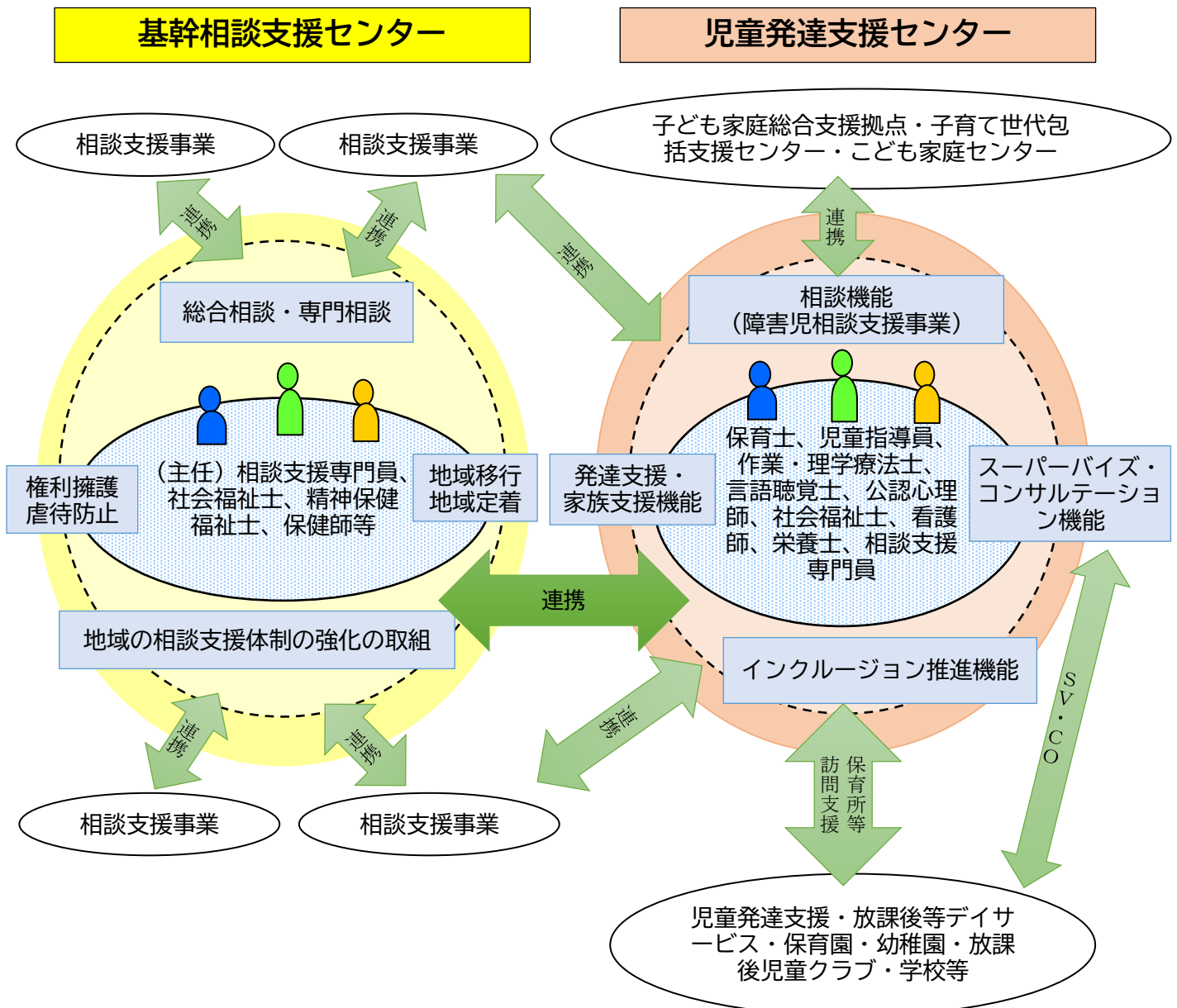
### (1) 児童発達支援等の提供体制の整備等



本市は、第1期計画期間中に「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」を開所し、児童発達支援等の提供体制を整備したほか、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しており、国の基本指針に基づく成果目標はいずれも達成済みとなっています。

今後は、「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」を中核として、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」等を通じて関係機関の連携強化を図りつつ、保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を目指していきます。

図表 15 今後想定する基幹相談支援センターと児童発達支援センター



## (2) 医療的ニーズへの対応



主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、既に平成29年度に圏域内の豊川市で設立されています。

また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場としては、市内に「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」を設置しています。

さらに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和5年度現在7名を市内関係機関に配置しています。

今後も、医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」等を通じて、医療的ケアの関係者や関係機関との連携強化を図りつつ、共有した情報を活用しつつ、医療的ニーズへの対応のさらなる充実を進めます。

## (3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備



市内の保育所や認定こども園、幼稚園、児童クラブでは、発達支援の必要な児童の受け入れを実施しており、保育所等の加配対応児童数や児童クラブの特別支援学級在籍児童数は概ね増加傾向です。

今後も、必要に応じて職員の加配や「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」による保育所等訪問支援等、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図ります。

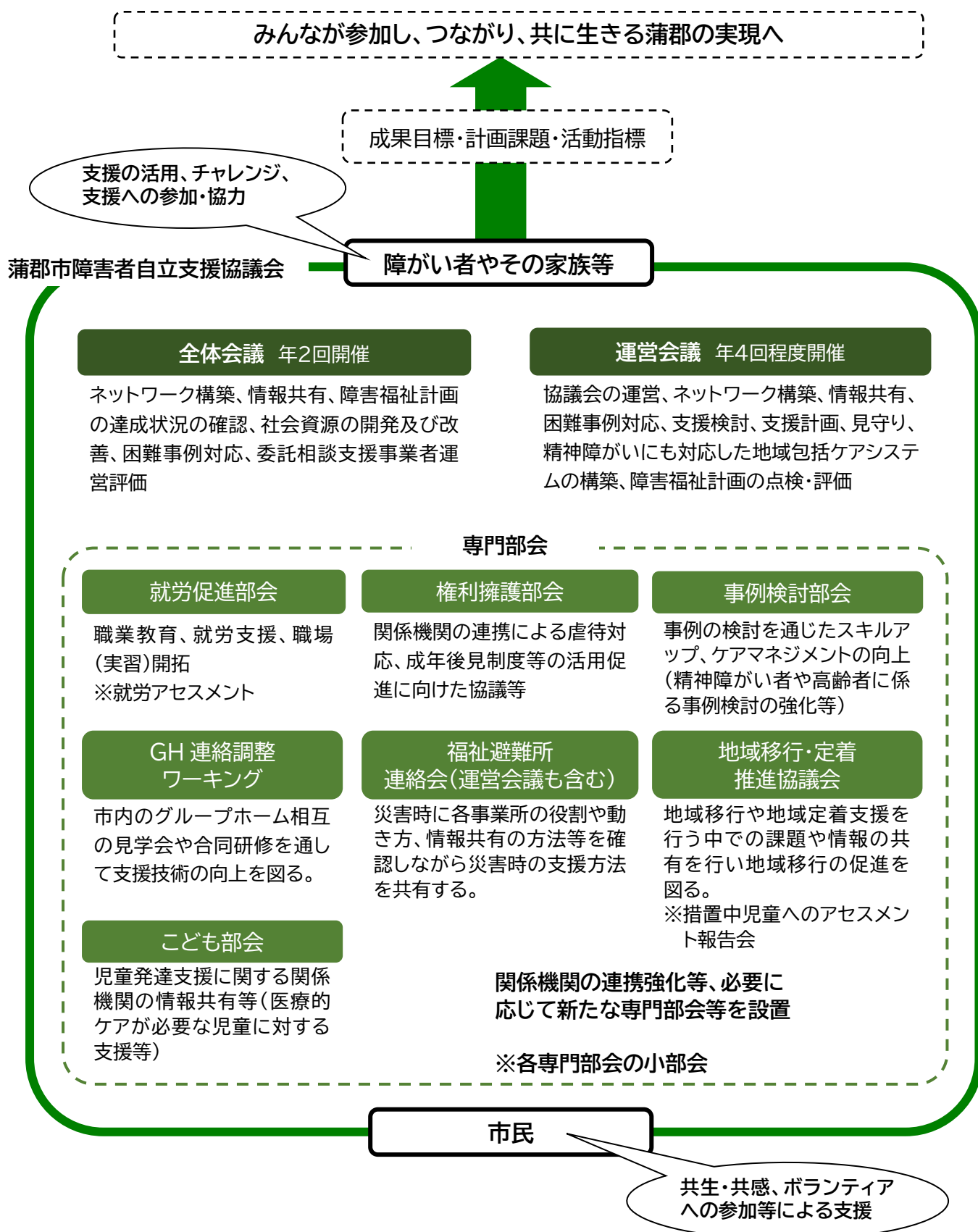
図表 16 こども部会で市内の事業所が集まり、事業内容を報告している様子



## 5 計画の実施・進行管理体制

本市は、毎年度の点検及び評価にあたり、「蒲郡市障害者自立支援協議会」の運営会議をその中心組織とします。

図表 17 「蒲郡市障害者自立支援協議会」の役割と運営のイメージ



## 6 点検及び評価の基本的な考え方

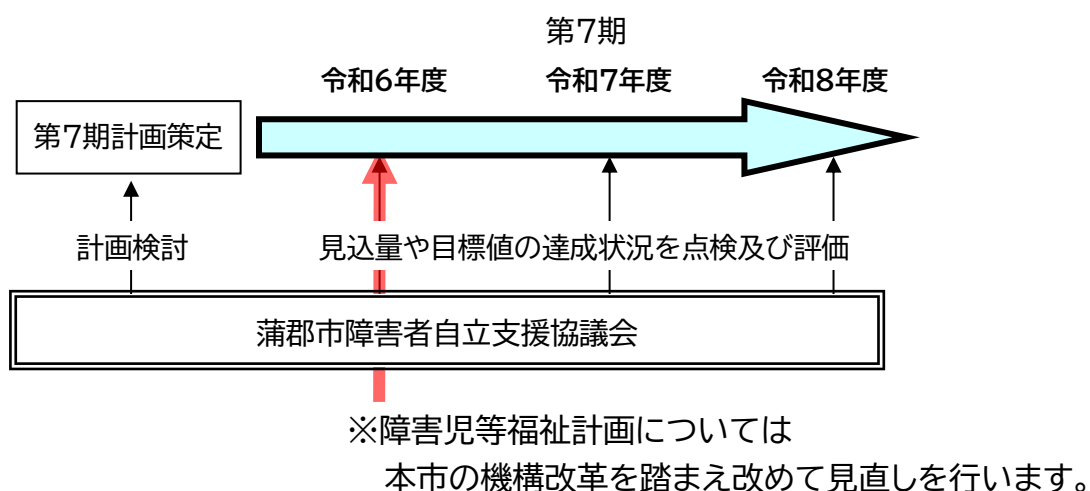
本計画は、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル【Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)】を導入するにあたり、令和8年度に向けた目標値(成果目標)と計画課題、障害福祉サービスの見込量等(活動指標)を設定しています。本市は、これらの基本的な考え方に基づき、計画の達成状況の点検及び評価を図ります。

また、「障害児等福祉計画」については、本市の機構改革を踏まえ令和6年度に改めて見直しを行い、令和7年度以降の重要施策に関する内容を再度協議します。

## 7 点検及び評価結果の周知

「蒲郡市障害者自立支援協議会」が点検及び評価した結果については、市のホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

図表 18 計画の達成状況の点検及び評価



### 蒲郡市第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画

発行・編集 蒲郡市 健康福祉部 福祉課